

平成24年度 第2回

長久手市都市計画審議会議案

参考資料

長久手市都市計画審議会

第3号議案 名古屋都市計画用途地域の変更について
 第4号議案 名古屋都市計画道路の変更について
 第5号議案 名古屋都市計画土地地区画整理事業の決定について

意見書の要旨	都市計画決定権者の見解
<p>1 全般に関することについて</p> <p>1-1 商業施設の必要性について 当該地区に商業施設は必要ない。 本地区から通うことが出来る商業施設は十二分にあり、地域特性を活かした環境重視のまちづくりを考 える上で、交通渋滞や交通事故などを引き起こす大型商業施設を作る理由が見当たらない。(1通1名)</p> <p>1-2 田畑の保存について この地域で農業を生きがいに行っている人もいるため、田畑の保存を考慮して欲しい。(1通1名)</p> <p>1-3 都市計画マスタープランとの整合性について 個々の住民の意思を十二分に尊重し、都市計画マスタープランに沿ったまちづくりを進めて欲しい。 (1通1名)</p> <p>1-4 自然環境の保全について この地域の豊かな自然、景色、のどかさ、心地よさ、子供に自然のすばらしさを教えられる環境などを 無くさないで欲しい。この地域で、都市計画を進めることによって、間違いなく、この豊かさが失われ、 住み続けたいという土地でなくなる。(1通1名)</p>	<p>長久手市都市計画マスタープランにおいて、公園西駅周辺地区は、「民間活力を活用した商業施設の誘 致や周辺の観光レクリエーション資源と連携したにぎわい機能の導入などにより、計画的な市街地整備を 検討する地区」と位置付けられております。 なお、開発にあたっては、いただいた御意見を参考にして、周辺環境に配慮した開発行為を誘導すると ともに、水と緑が豊かな市街地の形成に努めて参ります。</p>
<p>2 道路について</p> <p>2-1 田柵名古屋線の交通渋滞について 田柵名古屋線に新たな信号交差点を設置することに反対である。現時点で、田柵名古屋線が朝夕に渋滞 しているにも関わらず、信号を増やして渋滞を緩和できるとは思えない。(1通1名)</p> <p>公園西駅南通り線の平成37年の交通量は3,900台/日と推計されているが、田柵名古屋線からの流入、流 出が周辺地域の生活環境に影響を及ぼすと考えられるため、その対策を示して欲しい。(1通1名)</p> <p>田柵名古屋線の渋滞緩和のために、公園西駅南通り線と田柵名古屋線との交差点を現計画よりも西側へ 移動するとともに、三叉路ではなく十字路として、直進でグリーンロード(愛・地球博記念公園線)の側 道に接続できる計画とすべきである。(1通1名)</p> <p>愛知万博開催時に、三ヶ峯地区の住民が前熊東交差点を通過するのに1時間以上を要した事実がある。 田柵名古屋線について、土地地区画整理事業を実施し大型商業施設などを誘致した結果、既存住民の生活環 境が著しく悪化する事態を避けるための対策を示して欲しい。例として、田柵名古屋線の片道2車線化や 右折レーンの設置が挙げられる。(1通1名)</p>	<p>公園西駅南通り線は、公園西駅の交通結節点機能の向上と、周辺の円滑な交通処理のために必要な道路 であると考えております。なお、田柵名古屋線との交差点形状(三叉路)における交通処理につきましては は、公園西駅周辺における開発を想定した交通解析を行い、現計画は適当であると考えております。 また、田柵名古屋線との交差点の位置につきましても、両側の信号交差点(前熊東と愛・地球博記念公 園西口)との距離や、公園西駅南通り線の線形等の構造から検討した結果、現計画位置は適当であると考 えております。 なお、今回の土地地区画整理事業による田柵名古屋線への交通の影響について、現時点では問題ないと考 えております。ただし、今後、田柵名古屋線の改良が必要と判断された場合には道路管理者である愛知県に 改良の要望を行なって参ります。</p>
<p>2-2 駅前広場へのアクセスについて 神門前地区から公園西駅の駅前広場へアクセスできる道路を整備して欲しい。(1通1名)</p>	<p>車道で両地区を結ぶためには、グリーンロード(愛・地球博記念公園線)を立体交差する施設が必要に なりますが、土地利用が制限されることなどから設置は困難です。 しかし、神門前地区に自動車の一時的停車スペースを設けた上で歩行者用の連絡通路を設置するなど、神 門前地区と丸山・石場地区のアクセスが可能となるような手段については、今後、事業を実施する段階で 検討していきます。</p>

<p>2-3 駅利用者用の駐停車場の整備について グリーンロード（愛・地球博記念公園線）の高架下道路とバス停スペースを利用し、神門前地区からの駅利用者用の駐停車場を整備して欲しい。（1通1名）</p>	<p>グリーンロード（愛・地球博記念公園線）の高架下道路とバス停スペースについては、交通安全上の観点から高架下のスペースに駐停車場を設置する計画はありません。なお、神門前地区に自動車の一時停車スペースを設けた上で歩行者用の連絡通路を設置するなど、神門前地区からのリノモ利用者が田柵名古屋線を利用しないで公園西駅へアクセスできるような手段が取れるよう、事業を実施する段階で検討していきます。</p>
<p>2-4 神門前地区への駅前広場などの設置について 神門前地区に駅前広場と取り付け道路が想定されていないため、神門前地区にも駅前広場と取り付け道路を設置して欲しい。（2通2名）</p>	
<p>2-5 駅前広場へのアクセス経路について 駅前広場への出入りの経路を複数化しアクセスの改善を図るため、グリーンロード（愛・地球博記念公園線）の側道から駅前広場への導入路及び退出路を配置すべきである。（1通1名）</p>	<p>駅前広場歩道部分における歩行者動線及び安全の観点から、導入・退出路を複数化することにより歩道を分断することは好ましくありません。また、1箇所での導入・退出にて安全で円滑な交通処理がされると考えております。以上のことから、本計画においては導入・退出路を1箇所としています。</p>
<p>3 土地区画整理事業について</p>	
<p>3-1 区域界について 石場地区側の田柵名古屋線と香流川との間の地区を、なぜ区域に含めないのか。他の土地区画整理事業は、幹線道路で区域分けされている。（1通1名）</p>	<p>今回は公園西駅周辺の20.6haを先行して整備を行います。田柵名古屋線と香流川の間の地区については、店舗等として一定の土地利用がなされており、農振農用地である今回の事業区域とは利用形態が異なるため、土地区画整理事業の区域に含めません。</p>
<p>3-2 周辺道路の交通安全対策について 市内の他の土地区画整理事業を実施している区域の周辺では、住宅地内道路が抜け道として利用され、交通事故が多発している。区域内の利便性だけを考えるのではなく、区域外の周辺地区の道路等の整備も合わせて行って欲しい。（1通1名）</p> <p>大型商業施設を誘致することにより、周辺の生活道路に通り抜けの車が増えることが危惧され、お年寄りや子供たちの身の安全が脅かされる恐れがある。このことについての具体的な対策を示して欲しい。 例として、愛知万博の際の迂回道路形式が挙げられる。（1通1名）</p>	<p>交通量の増加に対する安全対策につきましては、必要に応じて公安委員会などの関係機関と協議の上、事業を実施する段階で検討していきます。</p>
<p>3-3 推定活断層について 区域の東側にはリノモに平行して推定活断層が存在しており、住人の安全確保や販売面での価格の低迷懸念など不安定要素が多く見受けられる。 住宅以外の用途も十分可能であり、災害安全性を第一に考えるなら、住宅供給を前提とする現計画の見直しが必要である。（1通1名）</p>	<p>推定活断層周辺の土地利用につきましては、専門家の意見を踏まえ、事業を実施する段階で検討していきます。</p>
<p>3-4 移転について 地域に住む住民に十分配慮したまちづくりを進めて欲しい。 ここ数年で、新しい住宅が増えている。苦勞して建てた思い入れのある住居であるため、立ち退きを迫るようなことは決して無いようにして欲しい。（1通1名）</p> <p>区域内に居住しているが、現在の場所から移転したくない。（1通1名）</p>	<p>土地区画整理事業の中で適切に対応して参ります。</p>
<p>4 その他について</p>	
<p>4-1 リノモの利便性について 神門前地区と丸山・石場地区のアクセスを容易にするため、リノモのサブ改札を昇降階に設け、そこから両地区に直結する通路の設置について、愛知高速交通㈱と連携して検討して欲しい。 また、藤が丘駅方面から公園西駅へのリノモ乗客数を増やすためにも、リノモでの移動をスムーズにするため、マナカカードの導入などの対策を検討して欲しい。（1通1名）</p>	<p>リノモに関する御意見につきましては、愛知県の担当課及び愛知高速交通㈱にその旨を伝えます。なお、リノモ駅の昇降階に改札を設ける件につきましては、今後、関係事業者と協議して参ります。</p>

第2号議案 参考資料(新旧対照表)

(新)

(旧)

名古屋都市計画道路の変更(愛知県決定)

1. 都市計画道路中1・3・10号名古屋瀬戸道路ほか6路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
自動車専用道路	1・3・10	名古屋瀬戸道路	日進市岩崎町梅ノ木	長久手市茨ヶ廻間	日進市北新町東口論義 長久手市前熊一ノ井	約 6,490m		4車線	24.6m			
	構造形式の内訳		日進市岩崎町梅ノ木	日進市岩崎町四ッ池			約 760m	嵩上式		26～37m		
			日進市岩崎町阿良池	日進市北新町金萩			約 1,350m	嵩上式		33～91m		
			日進市北新町金萩	日進市北新町福井			約 350m	堀割式		39.5m		
			日進市北新町福井	長久手市茨ヶ廻間			約 1,910m	嵩上式		24.6～87.3m		
							約 2,120m	地表式		23.5～57m		
	その他			なお、日進市岩崎町向イ田地内に出入口を設ける。							起点方向出口、終点方向入口、幹線街路日進中央線に接続	
				なお、日進市岩崎町阿良池地内及び北新町八幡西地内にジャンクションを設ける。							第一東海自動車道に接続	
				なお、長久手市岩作床寒地内に出口を設ける。							終点方面幹線街路愛・地球博記念公園線に接続	
				なお、長久手市岩作中根原地内に入口を設ける。							起点方面幹線街路愛・地球博記念公園線に接続	
幹線街路	3・2・255	愛・地球博記念公園線	長久手市作田一丁目	長久手市茨ヶ廻間	長久手市武蔵塚	約 6,710m	地表式	4車線	30m	東部丘陵線と立体交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路瀬戸大府東海線及び田 名古屋線と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所		
	その他		なお、長久手市茨ヶ廻間地内に愛・地球博記念公園駅前広場を設ける。							面積約4,500㎡		
	3・4・318	御富士線	長久手市西浦	長久手市岩作床寒	長久手市香桶	約 2,670m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差4箇所		
	3・4・335	高根線	長久手市岩作高山	長久手市戸田谷	長久手市西浦	約 2,320m	地表式	2車線	20m	東部丘陵線と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所		
	3・4・341	長東線	長久手市岩作長池	長久手市長配二丁目	長久手市香桶	約 2,080m	地表式	2車線	20m	東部丘陵線と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所		
	3・4・346	はなみずき通り線	長久手市五合池	長久手市桜作	長久手市桜作	約 640m	地表式	2車線	16m	東部丘陵線と立体交差 幹線街路と平面交差2箇所		

種別	名称		位置			区域	構造				備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
自動車専用道路	1・3・10	名古屋瀬戸道路	日進市岩崎町梅ノ木	愛知郡長久手町大字熊張字茨ヶ廻間	日進市北新町東口論義 愛知郡長久手町大字前熊一ノ井	約 6,490m		4車線	24.6m			
	構造形式の内訳		日進市岩崎町梅ノ木	日進市岩崎町四ッ池			約 760m	嵩上式		26～37m		
			日進市岩崎町阿良池	日進市北新町金萩			約 1,350m	嵩上式		33～91m		
			日進市北新町金萩	日進市北新町福井			約 350m	堀割式		39.5m		
			日進市北新町福井	愛知郡長久手町大字熊張字茨ヶ廻間			約 1,910m	嵩上式		24.6～87.3m		
							約 2,120m	地表式		23.5～57m		
	その他			なお、日進市岩崎町向イ田地内に出入口を設ける。							起点方向出口、終点方向入口、幹線街路日進中央線に接続	
				なお、日進市岩崎町阿良池地内及び北新町八幡西地内にジャンクションを設ける。							第一東海自動車道に接続	
				なお、長久手町大字岩作床寒地内に出口を設ける。							終点方面幹線街路青少年公園線に接続	
				なお、長久手町大字岩作中根原地内に入口を設ける。							起点方面幹線街路青少年公園線に接続	
幹線街路	3・2・255	青少年公園線	愛知郡長久手町作田一丁目	愛知郡長久手町大字熊張字茨ヶ廻間	愛知郡長久手町武蔵塚	約 6,710m	地表式	4車線	30m	東部丘陵線と立体交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路瀬戸大府東海線及び田 名古屋線と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所		
	その他		なお、長久手町大字熊張字茨ヶ廻間地内に愛・地球博記念公園駅前広場を設ける。							面積約4,500㎡		
	3・4・318	御富士線	愛知郡長久手町大字長湫字東洞	愛知郡長久手町大字岩作字床寒	愛知郡長久手町大字長湫字香桶	約 2,670m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差4箇所		
	3・4・335	高根線	愛知郡長久手町大字岩作字高山	愛知郡長久手町戸田谷	愛知郡長久手町大字長湫字西浦	約 2,320m	地表式	2車線	20m	東部丘陵線と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所		
	3・4・341	長東線	愛知郡長久手町大字岩作字長池	愛知郡長久手町長配二丁目	愛知郡長久手町大字長湫字香桶	約 2,080m	地表式	2車線	20m	東部丘陵線と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所		
	3・4・346	はなみずき通り線	愛知郡長久手町五合池	愛知郡長久手町大字長湫字仲田	愛知郡長久手町桜作	約 640m	地表式	2車線	16m	東部丘陵線と立体交差 幹線街路と平面交差2箇所		

特殊街路	9・7・11	東部丘陵線	長久手市塚田	長久手市茨ヶ廻間	長久手市武蔵塚	約 7,320m			7.15m		都市モノレール鉄道
	内 訳		長久手市塚田	長久手市久保山		約 770m	地下式				
			長久手市久保山	長久手市茨ヶ廻間		約 6,360m	高上式				
						約 190m	地表式				

特殊街路	9・7・11	東部丘陵線	愛知郡長久手町塚田	愛知郡長久手町大字熊張字茨ヶ廻間	愛知郡長久手町武蔵塚	約 7,320m			7.15m		都市モノレール鉄道
	内 訳		愛知郡長久手町塚田	愛知郡長久手町久保山		約 770m	地下式				
			愛知郡長久手町久保山	愛知郡長久手町大字熊張字茨ヶ廻間		約 6,360m	高上式				
						約 190m	地表式				

2. 都市計画道路中3・4・291号田柮名古屋線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地		延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	
幹線街路	3・4・291	田柮名古屋線	長久手市西原	長久手市岩作三ヶ峯	長久手市岩作石田	約 7,890m	地表式	2車線	16m	東部丘陵線と立体交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路愛・地球博記念公園線と 立体交差 幹線街路と平面交差6箇所	

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地		延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	
幹線街路	3・4・291	田柮名古屋線	愛知郡長久手町大字長湫字西原	愛知郡長久手町大字岩作字三ヶ峯	愛知郡長久手町大字岩作字石田	約 7,890m	地表式	2車線	16m	東部丘陵線と立体交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路青少年公園線と立体交 差 幹線街路と平面交差5箇所	

第4号議案 参考資料(新旧対照表)

(新)

名古屋都市計画道路の変更(長久手市決定)

1. 都市計画道路中3・3・676号長久手古戦場駅前通り線ほか6路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・3・676	長久手古戦場駅前通り線	長久手市武蔵塚	長久手市勝入塚	長久手市菅池	約 370m	地表式	2車線	22m	幹線街路と平面交差1箇所	
	その他		なお、長久手市勝入塚地内に長久手古戦場駅前広場を設ける。								面積約6,000㎡
	3・4・677	猪子石線	長久手市下山	長久手市岩作落合	長久手市段の上	約 1,310m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差2箇所	
	3・4・678	卯塚緑地線	長久手市根嶽	長久手市片平	長久手市卯塚	約 1,260m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差1箇所	
	3・4・679	香久山線	長久手市丁子田	長久手市丁子田	長久手市丁子田	約 150m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差1箇所	
	3・4・680	片平竹の山線	長久手市市ヶ洞	長久手市片平	長久手市丁子田	約 610m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差1箇所	
	3・4・681	高針御嶽線	長久手市丁子田	長久手市片平	長久手市片平	約 480m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差1箇所	
	3・4・682	長湫西部線	長久手市西原	長久手市丁子田	長久手市作田二丁目 名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀	約 3,820m	地表式	2車線	16m	東部丘陵線と立体交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差7箇所	

(旧)

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・3・676	長久手古戦場駅前通り線	愛知郡長久手町武蔵塚	愛知郡長久手町大字長湫字勝入塚	愛知郡長久手町大字長湫字菅池	約 370m	地表式	2車線	22m	幹線街路と平面交差1箇所	
	その他		なお、愛知郡長久手町大字長湫字勝入塚地内に長久手古戦場駅前広場を設ける。								面積約6,000㎡
	3・4・677	猪子石線	愛知郡長久手町大字長湫字下山	愛知郡長久手町大字岩作字落合	愛知郡長久手町大字長湫字段ノ上	約 1,310m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差2箇所	
	3・4・678	卯塚緑地線	愛知郡長久手町大字長湫字根嶽	愛知郡長久手町大字長湫字片平	愛知郡長久手町大字長湫字卯塚	約 1,260m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差1箇所	
	3・4・679	香久山線	愛知郡長久手町大字長湫字丁子田	愛知郡長久手町大字長湫字丁子田	愛知郡長久手町大字長湫字丁子田	約 150m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差1箇所	
	3・4・680	片平竹の山線	愛知郡長久手町大字長湫字市ヶ洞	愛知郡長久手町大字長湫字片平	愛知郡長久手町大字長湫字丁子田	約 610m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差1箇所	
	3・4・681	高針御嶽線	愛知郡長久手町大字長湫字丁子田	愛知郡長久手町大字長湫字片平	愛知郡長久手町大字長湫字片平	約 480m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差1箇所	
	3・4・682	長湫西部線	愛知郡長久手町大字長湫字西原	愛知郡長久手町大字長湫字丁子田	愛知郡長久手町作田二丁目 名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀	約 3,820m	地表式	2車線	16m	東部丘陵線と立体交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差7箇所	

2. 都市計画道路中3・4・683号公園西駅南通り線を追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	3・4・683	公園西駅南通り線	長久手市丸山	長久手市前熊一ノ井	長久手市石場	約 350m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差1箇所	
	その他		なお、長久手市丸山地内に公園西駅前広場を設ける。								面積約3,500㎡

第6号議案 参考資料 (新旧対象表)

(新)

名古屋都市計画下水道の変更 (長久手市決定)

都市計画長久手公共下水道を次のように変更する。

1. 下水道の名称 長久手公共下水道
2. 排水区域 「排水区域は総括図表示のとおり」
 (雨水面積 約 747 ha)
 (汚水面積 約 747 ha) 長久手処理区 601ha、長久手南部処理区 146ha

3. 下水管渠

(1) 雨水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
長久手雨水幹線	長久手市仲田	長久手市久保山	

「区域は、計画図表示のとおり」

(2) 汚水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
長久手浄化センター放流渠	長久手市坊の後	長久手市坊の後	

「区域は、計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
長久手中継ポンプ場	長久手市段の上地内	
長久手浄化センター	長久手市坊の後地内	
長久手南部浄化センター	長久手市上井堀及び卯塚地内	

「区域は、計画図表示のとおり」

(旧)

名古屋都市計画下水道の変更 (長久手町決定)

都市計画長久手公共下水道を次のように変更する。

1. 下水道の名称 長久手公共下水道
2. 排水区域 「排水区域は総括図表示のとおり」
 (雨水面積 約 697 ha)
 (汚水面積 約 697 ha) 長久手処理区 551ha、長久手南部処理区 146ha

3. 下水管渠

(1) 雨水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
長久手雨水幹線	長久手町大字長湫字仲田	長久手町久保山	

「区域は、計画図表示のとおり」

(2) 汚水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
長久手浄化センター放流渠	長久手町大字長湫字野田農	長久手町大字長湫字野田農	

「区域は、計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
長久手中継ポンプ場	長久手町大字長湫字段ノ上地内	
長久手浄化センター	長久手町大字長湫字野田農地内	
長久手南部浄化センター	長久手町大字長湫字上井堀及び卯塚地内	

「区域は、計画図表示のとおり」

第8号議案 参考資料(新旧対照表)

(新)

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更(長久手市決定)

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
防火地域	約3.6ha	
準防火地域	約5.1ha	

(旧)

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更(長久手町決定)

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
防火地域	約3.6ha	
準防火地域	約5.1ha	

第9号議案 参考資料 (新旧対象表)

(新)

名古屋都市計画地区計画の変更 (長久手市決定)

都市計画さつきが丘地区計画を次のように変更する。

名称	さつきが丘地区計画		
位置	長久手市長配三丁目の一部		
面積	約3.1ha		
区域の整備開発又は保全の方針	地区計画の目標	本区域は市の南部に位置し、西側は枳ヶ池公園に接している。長湫東部土地区画整理事業の施行により必要な道路及び宅地の整備が行なわれ、現在一戸建ての緑豊かなゆとりある街区環境が形成され、本市における模範的な住宅地区である。 この良好な街区環境を将来にわたって維持、発展させていくことを本地区計画の目標とする。	
	土地利用の方針	良好な住宅市街地として環境保全を期するため、建築物等の規制、誘導を積極的に推進し、一戸建て住宅を中心とした郊外住宅地にふさわしい良好で緑あふれ、ゆとりある居住環境の形成をはかる。	
	建築物等の整備方針	建築物は一戸建て住宅を中心とした低層住宅地とし、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の高さの最高限度、建築物の壁面の位置の制限、建築物の意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を行ない、ゆとりをもった良好な住宅環境の維持、保全をはかる。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途については、次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 専用住宅 (一戸建て) (2) 一戸建て住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、建築基準法施行令第130条の3の第1号又は6号に掲げる用途を兼ねるもの (これらの用途に供する部分の床面積の合計が25平方メートルを超えるものを除く。) (3) 公益上必要な建築物で建築基準法別表第2 (イ) 項第9号に掲げるもの (4) 前各号の建築物に付属するもの	
		建築物等の用途制限	建築物の敷地面積の最低限度 230平方メートル
		建築物の高さの最高限度	9メートル

(旧)

名古屋都市計画地区計画の決定 (長久手町決定)

都市計画長久手町さつきが丘地区地区計画を次のように決定する。

名称	長久手町さつきが丘地区地区計画		
位置	愛知郡長久手町大字長湫字長配の一部及び菖蒲池の一部		
面積	約3.1ha		
区域の整備開発又は保全の方針	地区計画の目標	本区域は町の南部に位置し、西側は枳が池公園に接している。長湫東部土地区画整理事業の施行により必要な道路及び宅地の整備が行なわれ、現在一戸建ての緑豊かなゆとりある街区環境が形成され、本町における模範的な住宅地区である。 この良好な街区環境を将来にわたって維持、発展させていくことを本地区計画の目標とする。	
	土地利用の方針	良好な住宅市街地として環境保全を期するため、建築物等の規制、誘導を積極的に推進し、一戸建て住宅を中心とした郊外住宅地にふさわしい良好で緑あふれ、ゆとりある居住環境の形成をはかる。	
	建築物等の整備方針	建築物は一戸建て住宅を中心とした低層住宅地とし、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の高さの最高限度、建築物の壁面の位置の制限、建築物の意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を行ない、ゆとりをもった良好な住宅環境の維持、保全をはかる。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の用途については、次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 専用住宅 (一戸建て) (2) 一戸建て住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、建築基準法施行令第130条の3の1号又は5号に掲げる用途を兼ねるもの (これらの用途に供する部分の床面積の合計が25平方メートルを超えるものを除く。) (3) 公益上必要な建築物で建築基準法別表第2 (イ) 項第9号に掲げるもの (4) 前各号の建築物に付属するもの	
		建築物等の用途制限	建築物の敷地面積の最低限度 230平方メートル
		建築物の高さの最高限度	9メートル

建築物の壁面の位置の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路境界線（計画図（その2）に表示するA、B、C、D道路と敷地との境界線に限る。から建築物の外壁又はこれに代る柱の面（以下、「外壁等」という。）までの距離は、2メートル以上とする。 2. 隣地境界線（計画図（その2）に表示するE線に限る。）から外壁等までの距離は、1メートル以上とする。 3. 1、2以外の敷地境界線から外壁等までの距離は、0.75メートル以上とする。
かき又はさくの構造の制限	<p>かき又はさくは生垣あるいは透視性のあるフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等これに類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎でブロック等これに類するものの高さが0.6メートル以下のもの、又は門柱にあつてはこの限りでない。</p>
建築物の意匠の制限	<p>屋根及び壁の色彩は、健全な住宅地にふさわしいものとする。</p>

建築物の壁面の位置の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路境界線（計画図（その2）に表示するA、B、C、D道路と敷地との境界線に限る。から建築物の外壁又はこれに代る柱の面（以下、「外壁等」という。）までの距離は、2メートル以上とする。 2. 隣地境界線（計画図（その2）に表示するE線に限る。）から外壁等までの距離は、1メートル以上とする。 3. 1、2以外の敷地境界線から外壁等までの距離は、0.75メートル以上とする。
かき又はさくの構造の制限	<p>かき又はさくは生垣あるいは透視性のあるフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等これに類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎でブロック等これに類するものの高さが0.6メートル以下のもの、又は門柱にあつてはこの限りでない。</p>
建築物の意匠の制限	<p>屋根及び壁の色彩は、健全な住宅地にふさわしいものとする。</p>

都市計画丁子田地区計画を次のように変更する。

名称	丁子田地区計画	
位置	長久手市丁子田の一部	
面積	約2.7ha	
区域の整備開発又は保全の方針	地区計画の目標	本区域は市の南西部に位置し、南側は日進市との行政界である。 本地区は土地区画整理事業が進行中の日進市域と北側に土地区画整理事業が予定されている地域に囲まれており、将来、良好な住宅地形成が期待される地区である。 そこで、本地区において、都市計画道路高針御嶽線、香久山線の沿道での秩序ある市街化を計画的に誘導し、合わせて周辺の住環境と調和する良好な市街地形成を図ることを本地区計画の目標とする。
	土地利用の方針	良好な住宅市街地としての発展を期するため、建築物等の規制誘導を積極的に推進し、郊外住宅地にふさわしい良好で緑あふれ、ゆとりある居住環境の形成と合理的な土地利用を図る。
	建築物等の整備方針	建築物の用途の混在化などによる市街地環境の悪化を防止するため、建築物の用途の制限、建物の高さ、壁面の位置の制限を行う。
地区整備計画	建築物等の用途制限	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. ホテル又は旅館。 2. ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場。 3. 自動車教習場。 4. 15㎡を超える畜舎。 5. 工場。ただし、建築基準法施行令第130条の5の2第3号及び第4号に掲げる作業場は除く。
	建築物の高さの最高限度	20メートル
	建築物の壁面の位置の制限	隣地境界線から外壁等までの距離は、0.75メートル以上とする。

都市計画丁子田地区計画を次のように決定する。

名称	丁子田地区計画	
位置	長久手町大字長湫字丁子田の一部	
面積	約2.7ha	
区域の整備開発又は保全の方針	地区計画の目標	本区域は町の南西部に位置し、南側は日進市との行政界である。 本地区は土地区画整理事業が進行中の日進市域と北側に土地区画整理事業が予定されている地域に囲まれており、将来、良好な住宅地形成が期待される地区である。 そこで、本地区において、都市計画道路高針御嶽線、香久山線の沿道での秩序ある市街化を計画的に誘導し、合わせて周辺の住環境と調和する良好な市街地形成を図ることを本地区計画の目標とする。
	土地利用の方針	良好な住宅市街地としての発展を期するため、建築物等の規制誘導を積極的に推進し、郊外住宅地にふさわしい良好で緑あふれ、ゆとりある居住環境の形成と合理的な土地利用を図る。
	建築物等の整備方針	建築物の用途の混在化などによる市街地環境の悪化を防止するため、建築物の用途の制限、建物の高さ、壁面の位置の制限を行う。
地区整備計画	建築物等の用途制限	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. ホテル又は旅館。 2. ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場。 3. 自動車教習場。 4. 15㎡を超える畜舎。 5. 工場。ただし、建築基準法施行令第130条の5の2第3号及び第4号に掲げる作業場は除く。
	建築物の高さの最高限度	20メートル
	建築物の壁面の位置の制限	隣地境界線から外壁等までの距離は、0.75メートル以上とする。

都市計画長湫南部地区計画を次のように変更する。

名称	長湫南部地区計画
位置	長久手市 根嶽及び市ヶ洞の各全部 丁子田、片平、卯塚及び上井堀の各一部
面積	約98.2ha
地区計画の目標	<p>当地区は、長久手市南端部の東名高速道路以南にあり、長久手市役所から南方約2km、東名高速道路名古屋ICからは南東約1kmに位置し、交通利便性が高い上に地区の西側に名古屋市猪高緑地があることから、自然環境にも恵まれた住宅適地である。</p> <p>こうした交通利便性と自然環境を活かし、土地区画整理事業により良好な住環境を形成し、質の高い住宅地の供給を図るため道路、公園、緑地等の整備を行う地区である。</p> <p>そこで、本地区においては建築物の規制誘導を積極的に推進し、良好な居住環境の形成と土地区画整理事業の効果を維持・保全することを目標とする。</p>
区域の整備開発又は保全の方針	<p>当地区を次のように区分し、各地区の土地利用の方針を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> A地区 低層の戸建て住宅を中心とした良好な住環境の形成を図る。 B地区 既存の地形や植生等を活かし、宅地内に緑を多く残した戸建て低層住宅を誘導し、自然環境と共存した住環境の形成を図る。 C-1地区 大学、短大、専門学校等や福祉関連施設と住宅地が調和した良好な住環境の形成を図る。 C-2地区 周辺の土地利用と調和した良好な住環境の形成を図る。 D-1地区 幹線道路に面する利便性を活かした沿道サービス系施設等の集積を図ると共に、適正な景観形成を図る。 D-2地区 幹線道路に面する利便性を活かした沿道サービス系施設等の集積を図ると共に、敷地を接する既存住宅地に配慮した適正な景観形成を図る。 D-3地区 幹線道路に面する利便性を活かした沿道サービス系施設等の集積を図ると共に、隣接する既存住宅地に配慮した適正な景観形成を図る。 D-4地区 幹線道路に面する利便性を活かした沿道サービス系施設等の集積及び土地の高度利用を図ると共に、適正な景観形成を図る。 E地区 幹線道路に面する利便性を活かした賑わいのある生活利便施設等の集積を図ると共に、適正な景観形成を図る。 F-1地区 幹線道路に面する利便性を活かした流通・業務系施設等の集積を図ると共に、隣接する東名高速道路に配慮した環境形成を図る。 F-2地区 幹線道路に面する利便性を活かした流通・業務系施設等の集積を図ると共に、適正な景観形成を図る。 G地区 小学校・保育園・卯塚墓園・下水道処理場・調整池は適正な緑地空間を確保した公共公益施設として利用する。

都市計画長湫南部地区計画を次のように決定する。

名称	長湫南部地区計画
位置	長久手町 大字長湫字根嶽及び字市ヶ洞の各全部 大字長湫字丁子田、字片平、字卯塚及び字上井堀の各一部
面積	約98.2ha
地区計画の目標	<p>当地区は、長久手町南端部の東名高速道路以南にあり、長久手町役場から南方約2km、東名高速道路名古屋ICからは南東約1kmに位置し、交通利便性が高い上に地区の西側に名古屋市猪高緑地があることから、自然環境にも恵まれた住宅適地である。</p> <p>こうした交通利便性と自然環境を活かし、土地区画整理事業により良好な住環境を形成し、質の高い住宅地の供給を図るため道路、公園、緑地等の整備を行う地区である。</p> <p>そこで、本地区においては建築物の規制誘導を積極的に推進し、良好な居住環境の形成と土地区画整理事業の効果を維持・保全することを目標とする。</p>
区域の整備開発又は保全の方針	<p>当地区を次のように区分し、各地区の土地利用の方針を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> A地区 低層の戸建て住宅を中心とした良好な住環境の形成を図る。 B地区 既存の地形や植生等を活かし、宅地内に緑を多く残した戸建て低層住宅を誘導し、自然環境と共存した住環境の形成を図る。 C-1地区 大学、短大、専門学校等や福祉関連施設と住宅地が調和した良好な住環境の形成を図る。 C-2地区 周辺の土地利用と調和した良好な住環境の形成を図る。 D-1地区 幹線道路に面する利便性を活かした沿道サービス系施設等の集積を図ると共に、適正な景観形成を図る。 D-2地区 幹線道路に面する利便性を活かした沿道サービス系施設等の集積を図ると共に、敷地を接する既存住宅地に配慮した適正な景観形成を図る。 D-3地区 幹線道路に面する利便性を活かした沿道サービス系施設等の集積を図ると共に、隣接する既存住宅地に配慮した適正な景観形成を図る。 D-4地区 幹線道路に面する利便性を活かした沿道サービス系施設等の集積及び土地の高度利用を図ると共に、適正な景観形成を図る。 E地区 幹線道路に面する利便性を活かした賑わいのある生活利便施設等の集積を図ると共に、適正な景観形成を図る。 F-1地区 幹線道路に面する利便性を活かした流通・業務系施設等の集積を図ると共に、隣接する東名高速道路に配慮した環境形成を図る。 F-2地区 幹線道路に面する利便性を活かした流通・業務系施設等の集積を図ると共に、適正な景観形成を図る。 G地区 小学校・保育園・卯塚墓園・下水道処理場・調整池は適正な緑地空間を確保した公共公益施設として利用する。

区域の整備開発又は保全の方針	地整 区備 施設 の方 針	当地区の道路・公園等の公共施設は土地区画整理事業により整備されるため、これら施設の維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	<p>各地区ごとの土地利用の方針に従い、良好な住環境及び景観の形成を図る建築物の整備の方針を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. A地区 低層の戸建て住宅を中心とした良好な住環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。 2. B地区 既存の地形や植生等を活かした良好な住環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。 緑地については、敷地面積の20%以上の確保を図ると共に、既存の樹林地については維持・保全に努める。 3. C-1地区 大学、短大、専門学校等や福祉関連施設と住宅地が調和した良好な住環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、垣又はさくの構造の制限を行う。 4. C-2地区 周辺の土地利用と調和した良好な住環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、垣又はさくの構造の制限を行う。 5. D-1地区 沿道サービス型機能等の集積と適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 幹線道路沿線は、防災面や景観面を考慮して道路沿線の緑化の推進に努め、良好な街並み形成を図る。 6. D-2地区 沿道サービス型機能等の集積と敷地を接する既存住宅地に配慮した適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 幹線道路沿線は、防災面や景観面を考慮して道路沿線の緑化の推進に努め、良好な街並み形成を図る。 7. D-3地区 沿道サービス型機能等の集積と隣接する既存住宅地に配慮した適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 幹線道路沿線は、防災面や景観面を考慮して道路沿線の緑化の推進に努め、良好な街並み形成を図る。 8. D-4地区 沿道サービス型機能等の集積と一定の高度利用を許容しつつ適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 幹線道路沿線は、防災面や景観面を考慮して道路沿線の緑化の推進に努め、良好な街並み形成を図る。 9. E地区 生活利便施設等の集積と適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 10. F-1地区 流通・業務系施設等の集積と良好な環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 11. F-2地区 流通・業務系施設等の集積と適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。

区域の整備開発又は保全の方針	地整 区備 施設 の方 針	当地区の道路・公園等の公共施設は土地区画整理事業により整備されるため、これら施設の維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	<p>各地区ごとの土地利用の方針に従い、良好な住環境及び景観の形成を図る建築物の整備の方針を定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. A地区 低層の戸建て住宅を中心とした良好な住環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。 2. B地区 既存の地形や植生等を活かした良好な住環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。 緑地については、敷地面積の20%以上の確保を図ると共に、既存の樹林地については維持・保全に努める。 3. C-1地区 大学、短大、専門学校等や福祉関連施設と住宅地が調和した良好な住環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、垣又はさくの構造の制限を行う。 4. C-2地区 周辺の土地利用と調和した良好な住環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、垣又はさくの構造の制限を行う。 5. D-1地区 沿道サービス型機能等の集積と適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 幹線道路沿線は、防災面や景観面を考慮して道路沿線の緑化の推進に努め、良好な街並み形成を図る。 6. D-2地区 沿道サービス型機能等の集積と敷地を接する既存住宅地に配慮した適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 幹線道路沿線は、防災面や景観面を考慮して道路沿線の緑化の推進に努め、良好な街並み形成を図る。 7. D-3地区 沿道サービス型機能等の集積と隣接する既存住宅地に配慮した適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 幹線道路沿線は、防災面や景観面を考慮して道路沿線の緑化の推進に努め、良好な街並み形成を図る。 8. D-4地区 沿道サービス型機能等の集積と一定の高度利用を許容しつつ適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 幹線道路沿線は、防災面や景観面を考慮して道路沿線の緑化の推進に努め、良好な街並み形成を図る。 9. E地区 生活利便施設等の集積と適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 10. F-1地区 流通・業務系施設等の集積と良好な環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 11. F-2地区 流通・業務系施設等の集積と適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。

(新)

名古屋都市計画地区計画の変更(長久手市決定)

都市計画戸田谷再開発地区計画を次のように変更する。

名称	戸田谷再開発地区計画				
位置	長久手市戸田谷の一部				
面積	約3.6ha				
地区計画の目標	<p>本区域は、本市のほぼ中心に位置し、東西及び南北の幹線道路である(都)愛・地球博記念公園線と(都)高根線との交差点の東に位置し、本市内各地域からの交通の利便性が良い地区である。</p> <p>こうした立地条件をいかし、買物、食事等の需要に応える複合商業施設の導入だけでなく、オープンスペース等、地域交流の場を提供することにより、地域拠点として土地の合理的な高度利用と都市機能の更新を行い、本市に欠如している個性豊かな魅力的空間の創出を図り、良好な住宅都市としての本市の質を高める。</p> <p>開発に当たっては、商業核を整備するために民間の開発事業を適切に誘導し、計画的な市街地形成と良好な環境の保全と創造を図る。</p>				
区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>周辺住宅環境と調和した緑化修景を図る。</p> <p>周辺住民及び施設利用者の安全・快適な歩行空間等を整備する。</p> <p>地域の商業核施設として、多様な機能を結合させ、人々の交流と賑わいのある空間を創出するような建築物を配置する。また、建築物には、必要かつ十分な駐車スペースを確保する。</p> <p>建築物の壁面の後退を行い、歩行者空間、空地、緑地の整備を図る。</p> <p>緑地については、地区幹線道路を除いた区域面積の6%以上の確保を図る。</p>				
再開発等促進区	面積	約3.6ha			
	土地利用に関する基本方針	<p>生活・コミュニティ拠点にふさわしい地区を形成するために、商業、飲食、サービス機能を施設内に取り込んだ商業系複合施設を配置する。</p> <p>本地区の高度利用を推進するとともに、安全で快適な歩行者空間の創出を図る。また、本地区周辺の地域環境への影響などに配慮したものとする。</p>			
	主要な公共施設の配置及び規模	名称	幅員	延長	配置
		地区幹線道路1号線(市道長湫東部262号線)	9m	約170m	計画図表示のとおり
		地区幹線道路2号線(市道長湫東部267号線)	12~14.5m	約160m	計画図表示のとおり
		地区幹線道路3号線(県道力石名古屋線歩道)	2.4m	約130m	計画図表示のとおり
		地区幹線道路4号線(市道長湫東部235号線)	11m	約190m	計画図表示のとおり

(旧)

名古屋都市計画再開発地区計画の決定(長久手町決定)

都市計画戸田谷再開発地区計画を次のように決定する。

名称	戸田谷再開発地区計画		
位置	長久手町戸田谷の一部		
面積	約3.6ha		
区域の整備及び開発に関する方針	再開発地区計画の目標	<p>本区域は、本町のほぼ中心に位置し、東西及び南北の幹線道路である(都)青少年公園線と(都)高根線との交差点の東に位置し、本町内各地域からの交通の利便性が良い地区である。</p> <p>こうした立地条件をいかし、買物、食事等の需要に応える複合商業施設の導入だけでなく、オープンスペース等、地域交流の場を提供することにより、地域拠点として土地の合理的な高度利用と都市機能の更新を行い、本町に欠如している個性豊かな魅力的空間の創出を図り、良好な住宅都市としての本町の質を高める。</p> <p>開発に当たっては、商業核を整備するために民間の開発事業を適切に誘導し、計画的な市街地形成と良好な環境の保全と創造を図る。</p>	
	土地利用に関する方針	<p>生活・コミュニティ拠点にふさわしい地区を形成するために、商業、飲食、サービス機能を施設内に取り込んだ商業系複合施設を配置する。</p> <p>本地区の高度利用を推進するとともに、安全で快適な歩行者空間の創出を図る。また、本地区周辺の地域環境への影響などに配慮したものとする。</p>	
	都市基盤施設の整備の方針	<p>周辺住宅環境と調和した緑化修景を図る。</p> <p>周辺住民及び施設利用者の安全・快適な歩行空間等を整備する。</p>	
	建築物等の整備の方針	<p>地域の商業核施設として、多様な機能を結合させ、人々の交流と賑わいのある空間を創出するような建築物を配置する。また、建築物には、必要かつ十分な駐車スペースを確保する。</p> <p>建築物の壁面の後退を行い、歩行者空間、空地、緑地の整備を図る。</p> <p>緑地については、地区幹線道路を除いた区域面積の6%以上の確保を図る。</p>	
主要な公共施設の配置及び規模		<p>地区幹線道路1号(町道長湫東部262号線) 幅員9m、延長約170m</p> <p>地区幹線道路2号(町道長湫東部267号線) 幅員12~14.5m、延長約160m</p> <p>地区幹線道路3号(県道力石・名古屋線歩道) 幅員2.4m、延長約130m</p> <p>地区幹線道路4号(町道長湫東部235号線) 幅員11m、延長190m</p>	
再開発地区整備計画	地区施設の配置及び規模	<p>歩道状空地 面積 約1490㎡</p> <p>広場状空地 面積 約950㎡</p>	
	建築物等に関する事項	建築物等の用途制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、専用住宅 2、麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所 3、ゴルフ練習場、バッティング練習場 4、神社、教会、寺院その他これらに類するもの 5、自動車教習場 6、15㎡を越える畜舎 7、倉庫業を営む倉庫 8、工場。ただし、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が100㎡以内のものは除く。
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度	10分の30
		建築物の敷地面積の最低限度	1500㎡ ただし、公益上必要な建築物はこの限りでは無い。
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は門若しくはへいは、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。</p> <p>ただし、上空に設けられる多数人の通行に供する通路は除く。</p>
		かき又はさくの構造の制限	かき又はさくを設置する場合は、生垣又は透視可能な構造とする。

地区施設の配置及び規模		公園等	名称	面積	配置	
			歩道状空地	約1,490㎡	計画図表示のとおり	
			広場状空地	約950㎡	計画図表示のとおり	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限				次に掲げる建築物は建築してはならない。 1、専用住宅 2、麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所 3、ゴルフ練習場、バッティング練習場 4、神社、教会、寺院その他これらに類するもの 5、自動車教習場 6、15㎡を超える畜舎 7、倉庫業を営む倉庫 8、工場。ただし、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が100㎡以内のものは除く。
		建築物の容積率の最高限度		10分の30		
		建築物の敷地面積の最低限度		1,500㎡ ただし、公益上必要な建築物はこの限りでは無い。		
		壁面の位置の制限		建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は門若しくはへいは、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。 ただし、上空に設けられる多数人の通行に供する通路は除く。		
		垣又はさくの構造の制限		かき又はさくを設置する場合は、生垣又は透視可能な構造とする。		

第10号議案 参考資料（新旧対象表）

(新)

名古屋都市計画都市高速鉄道の変更(愛知県決定)

都市計画都市高速鉄道中東部丘陵線を次のように変更する。

名称		位置			区域	構造		備考
番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	地表式の区間における幹線街路等との交差の構造	
	東部丘陵線	長久手市塚田	長久手市茨ヶ廻間	長久手市武蔵塚	約 7,320m			線路線数2
	内 訳	長久手市塚田	長久手市久保山		約 770m	地下式		
		長久手市久保山	長久手市茨ヶ廻間		約 6,360m	嵩上式		
					約 190m	地表式		
		<p>なお、長久手市久保山地内にはなみずき通駅を設ける。</p> <p>なお、長久手市戸田谷地内に秋ヶ池公園駅を設ける。</p> <p>なお、長久手市勝入塚地内に長久手古戦場駅を設ける。</p> <p>なお、長久手市岩作床寒地内に芸大通駅を設ける。</p> <p>なお、長久手市丸山地内に公園西駅を設ける。</p> <p>なお、長久手市茨ヶ廻間地内に愛・地球博記念公園駅を設ける。</p> <p>なお、長久手市茨ヶ廻間地内に車両基地を設ける。</p>						

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

(旧)

名称		位置			区域	構造		備考
番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	地表式の区間における幹線街路等との交差の構造	
	東部丘陵線	愛知郡長久手町塚田	愛知郡長久手町大字熊針字茨ヶ廻間	愛知郡長久手町武蔵塚	約 7,320m			線路線数2
	内 訳	愛知郡長久手町塚田	愛知郡長久手町久保山		約 770m	地下式		
		愛知郡長久手町久保山	愛知郡長久手町大字熊針字茨ヶ廻間		約 6,360m	嵩上式		
					約 190m	地表式		
		<p>なお、長久手町久保山地内にはなみずき駅を設ける。</p> <p>なお、長久手町戸田谷地内に戸田谷駅を設ける。</p> <p>なお、長久手町大字長湫字勝入塚地内に長久手古戦場駅を設ける。</p> <p>なお、長久手町大字岩作床寒地内に芸大通駅を設ける。</p> <p>なお、長久手町大字熊張字丸山地内に公園西駅を設ける。</p> <p>なお、長久手町大字熊張字茨ヶ廻間地内に青少年公園駅を設ける。</p> <p>なお、長久手町大字熊張字茨ヶ廻間地内に車両基地を設ける。</p>						

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

第11号議案 参考資料(新旧対照表)

(新)

名古屋都市計画公園の変更(愛知県決定)

都市計画公園中9・6・1号愛・地球博記念公園を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
広域公園	9・6・1	愛・地球博記念公園	長久手市 茨ヶ廻間、 鯉ヶ廻間、 石場、 広田、 岩作三ヶ峯	約194.2ha	

(旧)

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
広域公園	9・6・1	愛・地球博記念公園	愛知郡長久手町 大字熊張 字茨ヶ廻間、 字鯉ヶ廻間、 字石場、 字広田 大字岩作字三ヶ峯	約194.2ha	

第12号議案 参考資料(新旧対照表)

(新)

名古屋都市計画公園の変更(長久手市決定)

都市計画公園中2・2・3101号大平公園ほか31公園を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
街区公園	2・2・3101	大平公園	長久手市平池	約0.27ha	
街区公園	2・2・3102	仲作田公園	長久手市作田二丁目	約0.22ha	
街区公園	2・2・3103	猪洞公園	長久手市熊田	約0.24ha	
街区公園	2・2・3104	喜婦嶽公園	長久手市喜婦嶽	約0.17ha	
街区公園	2・2・3105	山越公園	長久手市砂子	約0.20ha	
街区公園	2・2・3106	戸田谷公園	長久手市戸田谷	約0.20ha	
街区公園	2・2・3107	長配公園	長久手市長配二丁目	約0.25ha	
街区公園	2・2・3108	中川原公園	長久手市上川原	約0.22ha	
街区公園	2・2・3109	上川原公園	長久手市段の上	約0.19ha	
街区公園	2・2・3110	草掛公園	長久手市東原	約0.20ha	
街区公園	2・2・3111	西洞公園	長久手市久保山	約0.21ha	
街区公園	2・2・3112	蟹原公園	長久手市蟹原	約0.20ha	
街区公園	2・2・3113	段ノ上公園	長久手市段の上	約0.21ha	
街区公園	2・2・3114	鴨田公園	長久手市鴨田	約0.15ha	
街区公園	2・2・3115	野田農公園	長久手市野田農	約0.19ha	
街区公園	2・2・3116	坊ノ後公園	長久手市坊の後	約0.20ha	
街区公園	2・2・3117	先達公園	長久手市先達	約0.16ha	
街区公園	2・2・3118	仏ヶ根公園	長久手市仏が根	約0.20ha	
街区公園	2・2・3119	東浦公園	長久手市東浦	約0.20ha	

(旧)

名古屋都市計画公園の変更(長久手町決定)

都市計画公園中2・2・3101号大平公園ほか31公園を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
街区公園	2・2・3101	大平公園	長久手町平池	約0.27ha	
街区公園	2・2・3102	仲作田公園	長久手町作田二丁目	約0.22ha	
街区公園	2・2・3103	猪洞公園	長久手町熊田	約0.24ha	
街区公園	2・2・3104	喜婦嶽公園	長久手町喜婦嶽	約0.17ha	
街区公園	2・2・3105	山越公園	長久手町砂子	約0.20ha	
街区公園	2・2・3106	戸田谷公園	長久手町戸田谷	約0.20ha	
街区公園	2・2・3107	長配公園	長久手町長配二丁目	約0.25ha	
街区公園	2・2・3108	中川原公園	長久手町上川原	約0.22ha	
街区公園	2・2・3109	上川原公園	長久手町大字長湫 字段ノ上	約0.19ha	
街区公園	2・2・3110	草掛公園	長久手町大字長湫 字東原	約0.20ha	
街区公園	2・2・3111	西洞公園	長久手町久保山	約0.21ha	
街区公園	2・2・3112	蟹原公園	長久手町蟹原	約0.20ha	
街区公園	2・2・3113	段ノ上公園	長久手町大字長湫 字段ノ上	約0.21ha	
街区公園	2・2・3114	鴨田公園	長久手町大字長湫 字上鴨田	約0.15ha	
街区公園	2・2・3115	野田農公園	長久手町大字長湫 字野田農	約0.19ha	
街区公園	2・2・3116	坊ノ後公園	長久手町大字長湫 字坊ノ後	約0.20ha	
街区公園	2・2・3117	先達公園	長久手町大字長湫 字先達	約0.16ha	
街区公園	2・2・3118	仏ヶ根公園	長久手町大字長湫 字仏ヶ根	約0.20ha	
街区公園	2・2・3119	東浦公園	長久手町大字長湫 字東浦	約0.20ha	

街区公園	2・2・3120	落合公園	長久手市岩作落合	約0.18ha	
街区公園	2・2・3121	長湫南部2号公園	長久手市上井堀、市ヶ洞	約0.20ha	
街区公園	2・2・3122	長湫南部3号公園	長久手市片平	約0.20ha	
街区公園	2・2・3123	長湫南部4号公園	長久手市市ヶ洞	約0.20ha	
街区公園	2・2・3124	長湫南部5号公園	長久手市丁子田	約0.20ha	
街区公園	2・2・3125	長湫南部6号公園	長久手市丁子田	約0.20ha	
近隣公園	3・3・311	後山公園	長久手市桜作	約1.00ha	
近隣公園	3・3・312	血の池公園	長久手市城屋敷	約1.00ha	
近隣公園	3・3・313	原邸公園	長久手市原邸	約1.00ha	
近隣公園	3・3・314	桧ヶ根公園	長久手市坊の後	約1.60ha	
近隣公園	3・3・315	長湫南部1号公園	長久手市根嶽、市ヶ洞	約2.00ha	
地区公園	4・4・211	杵ヶ池公園	長久手市杵ヶ池	約7.32ha	
特殊公園	8・3・103	古戦場公園	長久手市武蔵塚	約1.13ha	

街区公園	2・2・3120	落合公園	長久手町大字岩作 字落合	約0.18ha	
街区公園	2・2・3121	長湫南部2号公園	長久手町大字長湫 字上井堀、字市ヶ洞	約0.20ha	
街区公園	2・2・3122	長湫南部3号公園	長久手町大字長湫 字片平	約0.20ha	
街区公園	2・2・3123	長湫南部4号公園	長久手町大字長湫 字市ヶ洞	約0.20ha	
街区公園	2・2・3124	長湫南部5号公園	長久手町大字長湫 字丁子田	約0.20ha	
街区公園	2・2・3125	長湫南部6号公園	長久手町大字長湫 字丁子田	約0.20ha	
近隣公園	3・3・311	後山公園	長久手町桜作	約1.00ha	
近隣公園	3・3・312	血の池公園	長久手町城屋敷	約1.00ha	
近隣公園	3・3・313	原邸公園	長久手町大字長湫 字原邸	約1.00ha	
近隣公園	3・3・314	桧ヶ根公園	長久手町大字長湫 字野田農	約1.60ha	
近隣公園	3・3・315	長湫南部1号公園	長久手町大字長湫 字根嶽、字市ヶ洞	約2.00ha	
地区公園	4・4・211	杵ヶ池公園	長久手町杵ヶ池	約7.32ha	
特殊公園	8・3・103	古戦場公園	長久手町武蔵塚	約1.13ha	

第13号議案 参考資料(新旧対照表)

(新)

名古屋都市計画緑地の変更(長久手市決定)

都市計画緑地中111号せせらぎの径ほか4緑地を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
緑地	111	せせらぎの径	長久手市 氏神前、城屋敷、西浦	約0.74ha	
緑地	123	香流川緑地	長久手市 中井、下田、平地、 小稲葉、大日、榎ノ下、 蛭子、堂脇、真行田、 郷前、前熊志水、 前熊橋ノ本、前熊寺田、 前熊一ノ井、前熊溝下、 前熊中井、前熊下田	約6.4ha	
緑地	124	長湫南部1号緑地	長久手市 根嶽、市ヶ洞、丁子田	約5.10ha	
緑地	125	長湫南部2号緑地	長久手市 市ヶ洞、丁子田	約0.48ha	
緑地	126	長湫南部3号緑地	長久手市 卯塚、市ヶ洞	約0.31ha	

(旧)

名古屋都市計画緑地の変更(長久手町決定)

都市計画緑地中111号せせらぎの径ほか4緑地を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
緑地	111	せせらぎの径	長久手町 氏神前、城屋敷、 大字長湫字仲田、 字氏神前	約0.74ha	
緑地	123	香流川緑地	長久手町 大字熊張字中井、字下田、 字平地、字小稲葉、 字大日、字榎ノ下、 字蛭子、字堂脇、 字真行田、字郷前 大字前熊字志水、字橋ノ本、 字寺田、字一ノ井、 字溝下、字中井、 字下田	約6.4ha	
緑地	124	長湫南部1号緑地	長久手町 大字長湫字根嶽、字市ヶ洞、 字丁子田	約5.10ha	
緑地	125	長湫南部2号緑地	長久手町 大字長湫字市ヶ洞、字丁子田	約0.48ha	
緑地	126	長湫南部3号緑地	長久手町 大字長湫字卯塚、字市ヶ洞	約0.31ha	

第14号議案 参考資料(新旧対照表)

(新)

名古屋都市計画墓園の変更(長久手市決定)

都市計画墓園102号卯塚墓園を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
墓園	102	卯塚墓園	長久手市卯塚	約7.40ha	

(旧)

名古屋都市計画墓園の変更(長久手町決定)

都市計画墓園102号卯塚墓園を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
墓園	102	卯塚墓園	長久手町大字長湫字卯塚	約7.40ha	

第15号議案 参考資料（新旧対象表）

名古屋都市計画土地地区画整理事業の変更(長久手市決定)

都市計画長久手中央土地地区画整理事業を次のように変更する。

名 称		長久手中央土地地区画整理事業		
面 積		約27.4ha		
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	
		幹線街路	3・3・257	これらについては別に都市計画において定めるとおりとする。
			瀬戸大府東海線	
			3・3・676	
	長久手古戦場駅前通り線			
なお、長久手市勝入塚地内に長久手古戦場駅前広場約6,500㎡を設ける。				
上記幹線街路を基幹とし、地区内生活街路となる区画道路（幅員4m～16m）を適正に配置する。 また、歩行者の導線、安全性を確保するため、特殊道路（幅員6m～10m）を適正に配置する。				
公園及び緑地	種 別	名 称		
	—	—		
	地区面積の3%以上の街区公園を、誘致距離等に配慮しながら適正に配置する。 また、緑地については、調整池の周囲などに植栽を設けて必要面積を確保する。			
その他の公共施設	種 別	名 称		
	—	—		
宅地の整備		街区の規模としては、土地利用計画、従前の土地利用形態等を考慮し適切に配置するとともに各宅地とも原則として道路面よりも高くするよう整備する。		

「施行区域は計画図表示のとおり」

名古屋都市計画土地地区画整理事業の変更(長久手町決定)

都市計画長久手中央土地地区画整理事業を次のように変更する。

名 称		長久手中央土地地区画整理事業		
面 積		約27.4ha		
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	
		幹線街路	3・3・257	これらについては別に都市計画において定めるとおりとする。
			瀬戸大府東海線	
			3・3・676	
	長久手古戦場駅前通り線			
なお、愛知郡長久手町大字長湫字勝入塚地内に長久手古戦場駅前広場約6,500㎡を設ける。				
上記幹線街路を基幹とし、地区内生活街路となる区画道路（幅員4m～16m）を適正に配置する。 また、歩行者の導線、安全性を確保するため、特殊道路（幅員6m～10m）を適正に配置する。				
公園及び緑地	種 別	名 称		
	—	—		
	地区面積の3%以上の街区公園を、誘致距離等に配慮しながら適正に配置する。 また、緑地については、調整池の周囲などに植栽を設けて必要面積を確保する。			
その他の公共施設	種 別	名 称		
	—	—		
宅地の整備		街区の規模としては、土地利用計画、従前の土地利用形態等を考慮し適切に配置するとともに各宅地とも原則として道路面よりも高くするよう整備する。		

「施行区域は計画図表示のとおり」